

令和3年10月31日執行 福島県第5区 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会



わが国の現下の最優先課題である新型コロナウイルス対応に万全を期し、徹底的に安心の確保に努め、コロナ禍にあって大きな影響を受ける事業者の方々への速やかな支援策を講じます。

その上で、ふるさと双葉・いわきの東日本大震災からの復興と創生のため被災者支援、一日も早い産業・生業の再建に全力を傾注し、大いに奮闘し心血を注いでまいりる覚悟です。

第2期復興・創生へ。

◎**新型コロナウイルス感染症対策の徹底**
ワクチン接種の徹底と国産ワクチン、治療薬の開発に注力

◎**経済支援策の拡充**
第2期復興・創生期間における力強い復興の前進

・福島イノベーション・コースト構想の確実な推進

・国際教育研究拠点の実現

◎**農林水産業の再生にむけた風評対策と産地競争力の強化**

◎**地域医療・福祉・介護の提供体制の充実と拡充**

◎**商工業・中小企業経営の安定化に尽力**

◎**老・壮・青すべての世代が安心できる社会保障制度の構築**

◎**次世代を担う青少年に対するICT教育の積極的推進**

私の略歴

昭和46年 早稲田大学第一商学部卒業
昭和62年 福島県議会議員初当選(3期12年在籍)
平成12年 衆議院議員初当選(以来7期連続当選)
平成17年 文部科学大臣政務官
平成18年 自由民主党法務部会長
平成20年 環境副大臣(福田内閣、麻生内閣)
平成23年 自由民主党環境部会長
平成24年 衆議院環境委員長
平成26年 衆議院原子力問題調査特別委員長
平成28年 衆議院東日本大震災復興特別委員長
平成29年 復興大臣
平成30年 自由民主党東日本大震災復興加速化本部代理
令和元年 衆議院農林水産委員長
令和2年 衆議院原子力問題調査特別委員



原発ゼロ! 海洋放出ストップの1票は 野党統一候補 くまがい 智へ

なにより、いのち。市民と野党の共闘で政権交代を



「コロナで仕事を失い、どうやって暮らしたらいいのかからない」というシングルマザーの方から手紙をいただきました。困っている人に自己責任を押し付けるのではなく、助ける政治が必要なんです。今回ほど国民の命がかかった選挙はありません。国民の声を聞かない自公政治を止めるため、「市民と野党」の統一候補として押し上げてください。

みなさんの政治を変えたい
思い、汚染水海洋放出ストップ
の願いを託してください。

コロナ対策 3つの決め手

- 医療施設・保健所体制の強化
- ワクチン接種と一体に、いつでもだれでも何度でも無料でPCR検査
- 持続化給付金、家賃支援給付金を収束するまで何度でも

チェンジ1 新自由主義にピリオド

- 高齢者の医療負担増中止
- 最低賃金は1500円
- 医療・介護・保育などのケア労働者の待遇改善
- 非正規社員を正社員に
- 消費税は5%に減税を

チェンジ2 CO2を最大60%削減

気候危機を本気で打開する **2030戦略**

- 原発ゼロ! 再エネに転換
- 石炭火発は全廃を

チェンジ3 ジェンダー平等の日本へ

- 選択的夫婦別姓の実現
- 男女の賃金格差をなくす
- 同性婚を認める法改正を
- 痴漢・性暴力の根絶

チェンジ4

憲法9条を生かした平和外交を
核兵器禁止条約に参加する政府を

国と東電の責任で
全面賠償を

再生産可能な米価に

衆院選は2回投票します。 **比例代表は日本共産党**とお書き下さい。 政策はこちらから

願いを声に。未来を変えに。



第49回衆議院議員総選挙 投票日 10月31日(日)

福島県選挙管理委員会・福島県明るい選挙推進協議会

投票所では、感染症対策を徹底しております。

投票所には消毒液を設置します。	投票所スタッフはマスクを着用します。	投票所内は定期的に換気します。	不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

当日投票に行けない方は、**期日前投票**又は**不在者投票**を利用しましょう。

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日10月31日（日）

投票は
18歳から
行えます

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度又は不在者投票制度を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票が行えます。

期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ 〇衆議院議員総選挙 } 10月20日（水）～10月30日（土）
〇最高裁判所裁判官国民審査

■時 間／ 8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／ ①期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
②不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／ ①期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。
（ただし、宣誓書の記載が必要となります）
②不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索

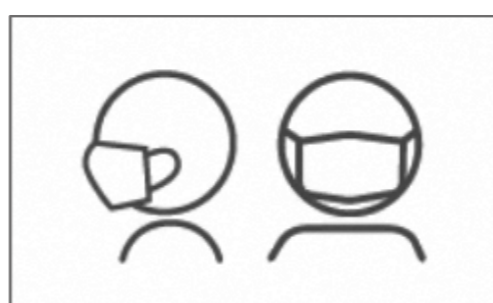


候補者・政党等の情報がご覧になれます。

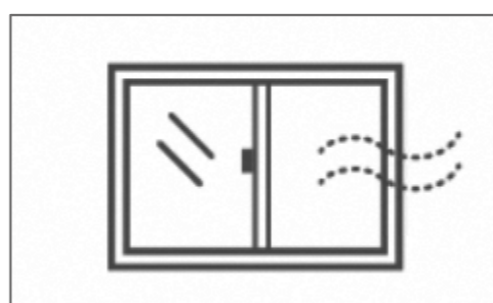
投票所では、感染症対策を徹底しております。



投票所には消毒液を設置します。



投票所スタッフはマスクを着用します。



投票所内は定期的に換気をします。



不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

感染症対策への皆様のご協力をお願いします。

・マスクの着用 ・周りの方との距離の確保 ・来場前と帰宅後の手洗い、うがいの実施
なお、投票所では持参した筆記用具を使用することができます。

また、新型コロナウイルス感染症のために自宅療養または宿泊療養をしている方は、療養している場所から郵便による投票を行うことができます。

詳しくは、県選挙管理委員会または住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）
又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。